

○能力評価制度とは

Q1.能力評価制度とはどのようなものでしょうか。

A1. CCUS に登録・蓄積される資格や就業履歴の情報を活用して、建設技能者の技能について客観的な評価を行う制度です。評価はレベル 1～4 の 4 段階になっており、職種ごとにそれぞれ基準が定められています。

能力評価制度は、以下を目的として実施されています。

- ・評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的に P R することで、価格交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現
- ・キャリアアップに必要な経験や技能を職種毎に明らかにすることで、建設技能者のキャリアアップの明確化を図り、若年層の入職を拡大し、定着を促進
- ・建設技能者を雇用する専門工事企業の評価と連動させることにより、高い技能を有する建設技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、建設業界における人材育成と処遇改善の好循環を創成
- ・技能や経験に裏打ちされた建設技能者の地位の向上を図り、建設業全体のイメージアップを図ることです。

能力評価の申請は、職種ごとの能力評価実施団体に対し本人または所属事業者等が行います。

能力評価制度は、国土交通省が定めた【建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン】に基づき実施されていますので、詳しくは以下をご覧ください。

参考 URL: <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001900158.pdf>

Q2.能力評価は誰が受けられますか。

A2.建設キャリアアップシステムに「詳細型」で技能者登録をされた方で、当該レベルの資格等と就業日数を満たした方が対象となります。能力評価を申請するにあたり、各職種の能力評価基準を満たす資格を CCUS に登録してください。変更申請で資格の登録が可能です。

「簡略型」で技能者登録をされた方は、「詳細型」への移行が必要になります。

「簡略型」と「詳細型」の違いについては以下の URL よりご確認ください。

URL: https://secure.okbiz.jp/faq-ccus/faq/show/926?site_domain=default

「簡略型」から「詳細型」への移行については以下の URL よりご確認ください。

URL: https://secure.okbiz.jp/faq-ccus/faq/show/927?site_domain=default

Q3.建設業の技能者や作業員が該当しますか。また建設業以外でも該当しますか。

A3.建設業に従事されている方が対象となります。

ただし、能力評価（レベルアップ）が可能な職種とそうでない職種があります。

【能力評価対象職種一覧】

参考 URL: <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001903623.pdf>

Q4.一人親方ですが、能力評価は受けられますか。

A4.一人親方であっても、当該レベルの資格等と就業日数を満たしていれば対象となります。

Q5.年齢制限はありますか。

A5.年齢制限はございません。（ただし、18 歳未満の未成年者の CCUS 登録にあたっては、両親や後見人などの法定代理人がいることが必須条件となります）

Q6.能力評価の基準はどこが決めていますか。

A6.能力評価基準は能力評価実施団体が策定し、国土交通省が認定をしております。建設キャリアアップシステムの技能者登録を行う際、職種コード（大分類・小分類）から職種を登録していただきますが、その登録した分野（職種コード（大分類・小分類））に該当する各能力評価実施団体に申請を行ってください。以下の能力評価実施団体の一覧にて申請先となる団体をご確認ください。なお、能力評価は各能力評価実施団体が行います。

【能力評価分野およびお申込み先】

参考 URL:

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/nouryokuhyouka_otoiawase.htm

1

なお、「住宅建築関連技能者」が追加され、令和 7 年（2025 年）8 月 1 日現在、45 分野で能力評価基準が策定されています。対象分野等は順次拡大を図る方針です。

○申請方法等について

Q7.申請方法について教えてください。

A7.技能者ご本人、または所属事業者等による代行申請が可能です。申込みは職種ごとの能力評価実施団体に対し行い、各能力評価実施団体によって申請方法（郵送、メール、インターネット）が異なりますので、各能力評価実施団体のホームページ等でご確認ください。

Q8.能力評価を受けるには建設キャリアアップの技能者登録が必要でしょうか。

A8.「詳細型」での技能者登録が必要となります。

※「詳細型」と「簡略型」の違いについては以下の URL よりご確認ください。

参考 URL: https://secure.okbiz.jp/faq-ccus/faq/show/926?site_domain=default

なお、まだ CCUS に技能者登録していない方は、詳細型の技能者登録と能力評価申請を同時に申し込むことも可能です。

【技能者登録（新規）と能力評価申請手続きの同時申込について】

参考 URL: <https://www.ccus.jp/p/onestop>

Q9.手続きは簡単ですか。（複雑ですか。）

A9.能力評価は直接能力評価実施団体へお申込みいただく形となります。能力評価を受けられる分野の評価基準をクリアされているのであれば、手続きはそれほど複雑ではございません。なお、評価基準をクリアしているかどうか判断に迷われる場合は、事前に能力評価実施団体へお問合せください。

Q10.自分がレベルアップ可能かどうか分かりますか。

A10.まずは能力評価を受けられる分野の能力評価基準で判定を受けたいレベルの資格等、就業日数を各職種の「能力評価基準一覧」でご確認ください。判定を受けるレベルに達しているかどうか判断に迷われる場合は申請前に能力評価実施団体へお問合せください。

【能力評価基準一覧】

URL: https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

Q11.レベルアップできる職種・分野は何がありますか。

A11.以下の URL より国土交通省ホームページをご確認ください。

URL:https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/nouryokuhyouka_otoiawase.html

Q12.能力評価の申請にはお金はかかりますか。

A12.申請手数料 4,000 円（技能者新規登録と能力評価の同時申請の場合は 3,000 円）を負担していただきます。

なお、2025 年 8 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間、時限的に能力評価申請手数料の全額支援を行いますので、この期間（申請日基準です。）に是非お申し込みください。

Q13.技能者新規登録と能力評価の同時申請の場合、支払証明を添付しないと先に進めないのですが、どうしたらよいですか。

A.13.以下の URL に全額支援の添付用画像を用意しております。パソコンでダウンロードしていただき、この画像を添付してください。

URL:<https://www.ccus.jp/p/onestop>

○「経歴証明」について

Q14.「経歴証明」とは何ですか。

A14. 経歴証明は、経過的な措置として、CCUS に蓄積された情報に加えて、所属事業者等による経歴証明で確認された情報も活用して能力評価を実施することが可能です。この経歴証明は、申請する能力評価分野（職種）で就業した期間を証明するものです（複数の職種で申請される場合、それぞれの職種で就業した期間の証明が必要となります）。

なお、経歴証明が活用できる期間には定めがあります（Q16 ご参照）。具体的な経歴証明の方法等については、能力評価実施団体が能力評価実施規程に基づき定めておりますので、直接能力評価実施団体へお問い合わせください。

Q15.「経歴証明」は誰が証明するのですか。

A15. 経歴証明は、所属事業者が行うもののほか、元請事業者、上位下請事業者や評価を受けようとする能力評価基準を策定した能力評価実施団体が行ったものも認められています。以前所属されていた会社がなくなっていた場合には、それらの関係者にご相談ください。

1 人親方が経歴証明を利用する場合、個人事業主として 1 人親方自身で行っていただくことが可能です。

経歴証明については、日数単位で証明することは困難と考えられることから、年月単位で証明します。

Q16.「経歴証明」はいつまで使えますか。

A16. 経歴証明がなされた能力評価申請書は、令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までの間、能力評価実施団体に提出することができます。

経歴証明において証明可能な期間の範囲は、技能者が就業開始した時点（Q17 ご参照）から、令和 6 年（2024 年）3 月 31 日までです。以降の経験は、CCUS に蓄積された情報のみを評価しますので、経歴証明には含めることはできません。詳しくは、以下の URL をご参照の上、各能力評価実施団体へお問合せください。

【CCUS 能力評価申請における経歴証明の活用について】

URL:<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001617708.pdf>

Q.17「経歴証明」の起算日はいつからになりますか。

A.17.「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」では、最初に建設業に関する資

格を保有した取得年月日等を活用してその属する月を基本とすることと定められています。現在登録されている業種以外の資格であっても建設業に関する資格であればその資格の取得日の月まで遡ることができます。この特例措置で経歴証明をできる期間は最初に建設業に関する資格を保有した月から令和6年（2024年）3月31日までです。例えば経歴証明が3年必要であれば、令和3年（2021年）3月31日以前の資格取得が条件となります。不足する場合はCCUSの就業日数（カードリーダーでのタッチ等、215日を1年とします。）が必要となります。

「経歴証明」の起算日については、能力評価実施団体によって上記と取扱いが異なる場合がありますので、申請前に能力評価実施団体へお問合せください。

【建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン】P.9をご覧ください。

参考 URL: <https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001900158.pdf>

○その他

Q18.自分が詳細型で登録しているか分かりません。

A18.建設キャリアアップシステムのホームページよりご自身のIDでログインしていただきご確認ください。ログイン後【310_閲覧→10_技能者情報】より登録方式の欄をご確認ください。

【ログインできない場合】

参考 URL: https://secure.okbiz.jp/faq-ccus/faq/show/3410?site_domain=default

Q19.簡略型から詳細型へ移行するにはいくらかりますか。

A19.移行手数料は2,400円かります。以下のURLをご確認ください。

URL: https://secure.okbiz.jp/faq-ccus/faq/show/927?site_domain=default

Q20.既にレベル4ですが、他の分野でもレベルを取れますか。また、他の分野でレベル3を取ったら、カードの色は何色になりますか。

A20.既にレベル4をお持ちの方でも他分野のレベル判定を受けることが可能です。他の分野でレベル3以下を取得されてもレベル4（ゴールドカード）のままとなります。

Q21.現在、建設業以外の仕事をしていますが、レベル判定は受けられますか。

A21.レベルを満たす資格等と就業日数をお持ちであれば申請は可能です。ただし、現在は建設業に従事されていないということですが、就業日数の証明に経歴証明を活用される場合、経歴証明はCCUSに事業者登録されている所属事業者等（元請事業者や上位下請事業者を

含みます) に証明していただく必要があります。

Q22.評価を受けると何が変わりますか。(賃金は上がりますか。)

A22.元請事業者によってはレベルに応じた手当を出しています。また、能力評価制度による所属技能者のレベルアップを推進し、これを受注機会の拡大に繋げていこうとする事業者もいます。

Q.23 システムに資格を登録してすぐに能力評価の申請はできますか。

A.23 変更申請で資格を登録されますと審査(資格証との確認)に入ります。資格を登録したからすぐにシステムへ資格情報が反映されるわけではありませんので、審査完了になってから能力評価の申請をしてください。

Q.24 登録基幹技能者を取得していますが、レベル4の申請はできますか。

A.24 レベル2及び3の要件をすべて満たし、さらにレベル4の職長経験日数も満たさなければ申請できません。

Q25. 現在レベル1なのですが、レベル4の能力評価基準の条件を満たしている場合、レベル4の申請をはできますか。

A.25 レベル2及び3の要件をすべて満たしていれば、レベル4の申請は可能です。

Q.26 10年の経験年数があるのですが、レベル4の申請はできますか。

A.26 経験年数があっても資格等が不足している場合は申請できません。各レベルに必要な資格等を各職種の「能力評価基準一覧」でご確認ください。以下のURLをご確認ください。

URL:https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

Q.27 申請に不備があった場合(システム上に資格が足りない、就業日数が足りない場合など)でも能力評価をしてもらえるのですか。

A.27 ご申請の前に申請される職種の「能力評価基準一覧」で確認してください。以下のURLの中程に「能力評価基準一覧」があります。

URL:https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

能力評価の基準に満たない方は、能力評価の申請はできません。申請する技能者ご本人または事業所のご担当者が、必ずシステム上の資格や職種が正しく登録されているか、就業日数

(経歴証明を含む) が足りているかどうか必ず確認してください。

能力評価の基準に満たなかった場合、レベルアップはできませんので、申請は取消となります。基準に達しているかどうか判断できない場合は申請前に能力評価実施団体へお問合せください。

Q.28 技能講習の画像が全て同じに登録されています。どのようにすればよいでしょうか。

A.28 該当する資格の編集ボタンをクリックして、「技能講習修了証明書」を「対象外」にしてください(スライドバーを左に設定)と個別に書類を添付いただけるようになりますので、個別に書類を添付してください。

詳しくは以下の URL をご確認ください。(FAQNo.555)

URL:https://secure.okbiz.jp/faq-ccus/faq/show/555?site_domain=default

Q.29 能力評価は一度に複数の職種で申請が出来ますか。

A. 29 申請は可能ですが、能力評価分野ごとに別々の申請となります。

Q.30 詳細型で技能者登録し、能力評価を受けるにあたり、資格を登録・追加したいのですが、登録方法について教えてください。

A.30 資格の追加は変更申請にて可能であり、インターネットまたは認定登録機関(窓口)にて行うことが可能です。詳しくは以下の URL をご確認ください。(FAQNo.5860)

URL:https://secure.okbiz.jp/faq-ccus/faq/show/5860?site_domain=default

Q.31 キャリアアップカードが届かないのですが、確認する方法はありますか。

A.31 簡易書留にてキャリアアップカードをお送りしております。不在の場合は不在票が投函されますので郵便ポストをご確認いただき、郵便局へ再配達のご依頼をお願いいたします。また、不在票が届いてない場合は以下の URL よりご確認ください。(FAQNo.239)

URL: https://secure.okbiz.jp/faq-ccus/faq/show/239?site_domain=default